

令和4年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和4年12月16日 午後 1：30

○流 会 午後 6：01

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 筒 井 弥 生
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 澁 谷 豊	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
教育総務課長 斉 藤 栄 子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 国 栄	議会事務局次長 宮 崎 久 春
----------------	-----------------



令和4年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和4年12月16日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- |         |        |   |
|---------|--------|---|
| 追加日程第 1 |        | 議長辞職勧告決議                                      |
| 追加日程第 2 |        | 鈴木雄大市長に対する問責決議                                |
| 日程第 1   |        | 議会運営委員会の報告                                    |
| 日程第 2   | 議案第53号 | 潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）について                     |
| 日程第 3   | 議案第54号 | 潟上市職員の高齢者部分休業に関する条例（案）について                    |
| 日程第 4   | 議案第55号 | 潟上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）について              |
| 日程第 5   | 議案第56号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について    |
| 日程第 6   | 議案第57号 | 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について                      |
| 日程第 7   | 議案第58号 | 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について                     |
| 日程第 8   | 議案第59号 | 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について                    |
| 日程第 9   | 議案第60号 | 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について          |
| 日程第10   | 議案第61号 | 潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について           |
| 日程第11   | 議案第62号 | 潟上市墓地公園設置条例の一部を改正する条例（案）について                  |
| 日程第12   | 議案第63号 | 潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について          |
| 日程第13   | 議案第64号 | 潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第14   | 議案第65号 | 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例を廃止する条例（案）について              |

- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 秋田県及び潟上市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 潟上市有線放送施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 6 9 号 令和 4 年度潟上市一般会計補正予算（第 7 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 7 0 号 令和 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 7 1 号 令和 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 7 2 号 令和 4 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 7 3 号 令和 4 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 7 4 号 令和 4 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 3 陳情第 8 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 2 4 陳情第 9 号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 2 5 陳情第 1 0 号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 日程第 2 6 陳情第 1 1 号 学校部活動の地域移行に関する陳情書
- 日程第 2 7 陳情第 1 2 号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書
- 日程第 2 8 陳情第 1 3 号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情
- 日程第 2 9 陳情第 1 4 号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情
- 日程第 3 0 議案第 7 5 号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 3 1 議案第 7 6 号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例（案）について
- 日程第 3 2 議案第 7 7 号 潟上市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 3 議案第 7 8 号 潟上市会計年度任用職員ゝ給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 4 議案第 7 9 号 令和 4 年度潟上市一般会計補正予算（第 8 号）（案）につ  
いて
- 日程第 3 5 議案第 8 0 号 令和 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 4 号）（案）について
- 日程第 3 6 議案第 8 1 号 令和 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 4 号）（案）について
- 日程第 3 7 議案第 8 2 号 令和 4 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算  
（第 4 号）（案）について
- 日程第 3 8 議案第 8 3 号 令和 4 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 4 号）（案）  
について
- 日程第 3 9 議案第 8 4 号 令和 4 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）  
（案）について



午後 1時30分 開会

○議長（小林 悟） ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

（「動議」の声あり）

○議長（小林 悟） 11番菅原秀雄議員。

○11番（菅原秀雄） 今回、私は、小林議長に対する辞職勧告決議案を提出したいと思います。

○議長（小林 悟） ただいま11番菅原秀雄議員より、議長辞職勧告決議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので成立します。

お諮りします。議長辞職勧告決議は緊急を要する事件と認め、追加日程第1として審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職勧告決議は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

私事ですので、退場し、議長を副議長と交代します。

暫時休憩します。

（18番 小林 悟議員 退場）

午後 1時33分 休憩

.....  
午後 1時39分 再開

○副議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、議長退出にあたり、私、副議長が代わりで壇上で仕切らせていただきますので、ご了承ください。

**【追加日程第1、議長辞職勧告決議】**

○副議長（佐藤敏雄） 追加日程第1、議長辞職勧告決議を議題といたします。

動議提出者の説明を求めます。11番菅原秀雄議員。

○11番（菅原秀雄） 皆さん、ご苦勞様です。

私から、小林議長に対する辞職勧告決議を申し上げたいと思います。

議長には、地方自治法第104条第1項、普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するの規定による権限が与えられております。しかしながら、小林 悟議長は、この権限に基づく議長の職責を全く果たしておりません。

まず1点目、12月7日の佐藤義久議員、石井和人議員の一般質問時において、議会運営基準では、市長、教育長は議長の許可を得て反問することができるかと規定されているにもかかわらず、その規定を無視し議事を進めた結果、議長の確認と許可を得ないまま、市長の反問権行使へととなりました。運営基準は、議会運営における憲法と位置付けられ、その重さから議員改選時には全議員で必ず確認をしております。その重さを理解できず、遵守もせずに議事を進めた行為は、議長職にある者として決して許されるものではありません。

2点目、同じく12月7日、懲罰動議の取扱いであります。

懲罰動議は、委員会付託を省略して審査ができないことは、会議規則に明記されており、議事運営を行う議長は当然の知識として持ち合わせて会議に臨まなければなりません。にもかかわらず、付託について基本的な規則も全く理解しないまま議事運営を行い、さらには懲罰特別委員会で判例により結果を導き出し、無礼の言葉には当たらないとの報告があった後、質疑のみを受け付け、討論の声があったにもかかわらず討論の前例はないと受け付けずに採決に諮っております。討論を受け付けないこと、これも重大な誤りであります。さらには、委員会の報告は判例により導いたとありました。判例とは裁判所の判決結果であり、法治国家である日本では、これを越える判断は何人たりともできない。行うことは、逆に法律違反に問われることになる。まさに自明の理であります。委員会報告を尊重する以外の選択肢がないにもかかわらず、小林 悟議長は、多数決が民主主義の原則といわんばかりに賛否を問う採決を行っております。多数決とは、採決方法の一手段に過ぎず、民主主義とは議員間で十分に議論、討論を交わし、決定することであり、これこそが議会が言論の府たるゆえんであり、課せられた使命であります。小林議長は、議会人として当たり前の民主主義、多数決の論理ができておりません。議長であるならば、判例を越える議決はできないことを全議員にしかるべき手段、方法でお知らせしながら、賢明なる判断を行うように導く責務と、それに基づく公平で適切な議事運営が求められるものであります。

ご存知のように、一連の本会議がとった行動と採決結果、採決したにもかかわらず採



決内容を全く実施できなかった議会の対応は、新聞報道等で広く発せられ、市内外から、あきれと失笑を買う、残念ではすまされない結果に至っております。これもひとえに小林 悟議長の見識不足、洞察力の欠如による漫然とした議事運営の結果であります。

これらのことから、小林議長は、議長として具備すべき素養も大きく欠き、その結果、誤った議事運営を平然と行っており、議長の権限をもって円滑で公平な議事運営を行うことは不可能であり、不適格であることは明らかであります。このまま議長職にとどまることは、潟上市議会の恥ずべき姿であり、醜態を市内外に晒すことにとどまらず、議会、議員への市民からの信頼が失墜することは免れないものであります。

よって、潟上市議会は、小林 悟議長は、自らの議長としての知識、見識不足を顧み、その職を辞すべきと判断され、英断されることを強く求めるものであります。

令和4年12月16日

市議会議員 菅原 秀雄

以上でございます。

- 副議長（佐藤敏雄） ただいま11番菅原秀雄議員より、議長辞職勧告決議がございました。これについて、ただいまより質疑を行いたいと思います。質疑ある方ございませんか。3番藤原仁美議員。
- 3番（藤原仁美） 1点目のところで、佐藤義久議員、石井和人議員の一般質問時においてというところで、市長の反問権行使となりましたという、その反問はどの部分だったのでしょうか。
- 副議長（佐藤敏雄） 11番菅原秀雄議員。
- 11番（菅原秀雄） 私が答えるんですか。答えれますけど、こういうやり取りでいいんですか。今の問題。いいですか。
- 副議長（佐藤敏雄） はい。
- 11番（菅原秀雄） 反問の意味ですか。反問とはなんぞやですか。
- 副議長（佐藤敏雄） 3番藤原仁美議員。
- 3番（藤原仁美） 反問というのは、問い掛けをされたというところなんだろうけど、そういう理解しているんですが、どこの部分を指しているんでしょうかとお伺いしています。
- 副議長（佐藤敏雄） 11番菅原秀雄議員。

○11番（菅原秀雄） 反問は、今おっしゃったような、反問というのはそういうことですけども、その反問の言葉そのものを取りますと、「確認」というようなことも反問のなります。そのものの言動になります。で、その行使するとかしてないの問題ですけど、石井議員のともそうですけれども、佐藤議員のときも、反問する場合は議長から許可をもらわなければ反問できないんですよ。それを議長も今回気付いていない、そのものの、鈴木市長がこの2人の議員に対して「確認ですけど」「確認してもいいですか」言ってるはずなんです。そのときに、それを言うためには、議長から許しますというか、議長はそういう話になったときに、議長が市長に対して普通であればちょっと待てと、市長ちょっと待てと、反問の理由は何ですかと確認しなければいけないんですよ。まずそこ1点です。

例えば、数字を確認したいのか、数字とか日付とか、誤りとか、いろんなことを含めた確認ですね。そこを指している、そのための反問なのか、それともそれ以外の反問なのかをまず問いただして、その上で議長が許しますと。許しが出てから初めて反問するわけですよ。それなかったでしょう。許した議長も、私はだからこういうふうになるって、つながっていくわけですよ。もしかすれば、市長にも落ち度があるわけですよ、ある意味では。言ってもいいすかって、議長からいいよって言われてないのに自分でもうそのまま確認ですよって言ってるんです。もう反問してるんですから、そこです。ただ、今、私はあくまでも小林議長のその議事運営というか采配というか、そこら辺を今問いただしているところです。その部分があったということです。今、藤原さんの質問は、どこでどういうときっていうことでしょうか。それ、ありましたよ。議事見てください。

○副議長（佐藤敏雄） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ごめんなさい、質問というか、そうなると、私も一般質問だったりでちょっと質問がうまくできてなくて、それはこうこうこういう質問でしたよねっていう確認をいただくことがあるんですが、そこはまた別っていうことになるんでしょうか。

○副議長（佐藤敏雄） 11番菅原秀雄議員。

○11番（菅原秀雄） そういう質問、こういうやり取りの中ではあんまりないと思うんですけど、まあ聞かれたので答えますけど、反問権というのは冒頭に書いてあるでしょう。いいですか、市長と教育長に許されているっていう話なんです。議員同士だとか、それ別ですよ。それちょっと気をつけてください。

○副議長（佐藤敏雄） 藤原議員、よろしいでしょうか。

○3番（藤原仁美） はい。

○副議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ある方おりませんか。13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 今、この内容を見まして、1枚目のこの懲罰動議のところに、判決により結果を導き出し、無礼の言葉に当たらないとなっております。それと2枚目の方には、判例とは裁判所の判決結果であり、法治国家である日本ではこれを越える判断という、こういうことになっておりますけれども、やはりこれはあくまでも私は参考にすぎないと思います。なぜかという、その場所、内容、あるいは語気、強さ、そういうものも違いますので、私は必ずしもこれは議会のことでありますので、この議会で決めるということが大事なことだと思っております。

それと、委員会でまず採決の内容でも、委員会では否決であろうが可決であろうが、それはあくまでも委員会だけれども、最後の決議というのは、これは本会議で決まることなので、私は何も議長はこの件に関しては落ち度はなかったのではないかと、このように思っております。

これに対して何かあったら、どうぞお答えください。

○副議長（佐藤敏雄） ただいま13番西村 武議員の発言に、質問ある方はいらっしゃいますか。質問、答弁ですね。はい、7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 今、菅原秀雄議員から動議が出されました。西村議員からそれに対する質問というか見解がありました。まさに見解が違うから出されたという論拠になるかと思えます。ですから、西村さんはそういう見解と解釈することは、それは結構でしょう。しかしながら、一方において辞職勧告に値するという出された菅原議員の辞職勧告決議案、それはそれとして私は正当なものだと。ですから、まさに見解の相違以外何者もありませんから、粛々と議長におかれましては議事を進めていただきたいということを逆に求めます。

以上。

○副議長（佐藤敏雄） ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議長から、本件につきまして一身上の弁明をしたいとの申し出がございます。ここでお諮りします。これを許すことに、皆さんご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、議長の一身上の弁明を許すことに決定いたします。

議長の入場を認めます。

（18番 小林 悟議員 入場）

○副議長（佐藤敏雄） 暫時休憩します。

午後 1時56分 休憩

.....  
午後 1時58分 再開

○副議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長に一身上の弁明を許します。

○議長（小林 悟） 皆さん、こんにちは。

今、いろんなご意見ありましたけれども、まず一つ、反問権についてですけれども、私、あの場では市長から反問権をしたいという申し出があったので、それを許しました。これは市長からの話してもわかるとおり、そのようにしたので、それは間違いありません。

それから、2つ目のことなんですけれども、議場というのは民主主義の最高の機関であります。議場での賛否を必ず問うて決する場所でもあります。今回、採決したにもかかわらずということでありましたけれども、某議員は採決したにもかかわらず撤回もしないし、謝罪もしないと、こういうことでありまして、議会の混乱を招いておりましたので、私はその対応として、この後、品位と責任を持って議会に当たってくださいということで強く要望してこのことを終わらせました。そういうことありますので、宜しくご理解ください。

○副議長（佐藤敏雄） 議長の退場を求めます。

（18番 小林 悟議員 退場）

○副議長（佐藤敏雄） 暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

.....  
午後 2時01分 再開

○副議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの議長の弁明に対しまして質問があるかどうか、これを受け付けるかどうかを

皆さんに語りたいと思います。

(「違う違う、なんで」の声あり)

○副議長（佐藤敏雄） それは皆さんのご意見によると思いますので、この質問を受け付けるかどうか、ここについて全議員の皆さんのご意見を語りたいと思います。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 勧告決議の中でいろいろ述べられておりますので、あえて質問しなくてもいいと思います。

○副議長（佐藤敏雄） ほかにご意見ある方いらっしゃいますか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 今、小林議長の弁明の機会を与えたわけですが、冒頭1番目に、私は鈴木市長に対し、反問権の許可を与えていると、こういうことをおっしゃいましたよね。そうすると、まさに与えているか与えていないかということが、議長の辞職勧告まで、その裁き、議事整理の行為がそこまでここまで発展しているわけですから、何をもちて議長が私は鈴木市長に対して反問権を、正規の会議のルール、反問権の規定に基づいて与えたのか、どこで立証するのか、間違いなくテープもあるだろうし、議事録もあるでしょう。それを開示していただきたい。もしそういうことがないとすればだ、大変なことを今、小林議長が言ったと。つぶやいたとか、つぶやがねどがってというレベルの話じゃないから、少なくとも反問権の行使に至るまでは、きちっとした議事整理と、こういう手続きが明確ですよ。これ、私ははっきり言って反問権、潟上市なってから私が直接それに関わった責任者の一人ですから、今、小林議長が言われたことの立証をしてもらうために、根拠をお示ししていただくために、録音テープと、それから会議の一般質問の議事録、市長が明確に求めたのか、議長が明確にそれを議事整理行為を行って、その成立しているのかという裏付けを示してほしい。それでなければ、菅原議員の提出した辞職勧告と全くかみ合わない、重大な今、事態が発生しておりますので、そのことをまず、今の議長に求めたいと思います。これはもう賛否とか何とかという問題でね。事実確認をしないと、事進みませんよ。ここ、神聖な議場ですよ。あなた方のおっしゃるように。事務局長も、そこは心してひとつ、助言者として振る舞ってください。それを求めます。

○副議長（佐藤敏雄） 暫時休憩します。

午後 2時04分 休憩

午後 2時04分 再開

○副議長（佐藤敏雄） 会議を再開いたします。

8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 質疑の途中で、市長が反問権ということを聞いていますし、それについて議長は待ってくださいとかということは言いませんでした。その流れというのは、やはり議員の質問の内容が、やっぱりしっかりした答弁するに当たって、もう一つ市長は確認しなければいけないことがあったので、反問権ということを言ったときには、議長は、いや、これ必要だなということで発言を許可しました。それが許可ということになります。駄目であれば、ちょっと待ってくださいというのが当たり前で、議事運営の流れとしては、私は自然な流れとして、これ、反問権ということは認められたと私は解釈します。

以上です。

○副議長（佐藤敏雄） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） それぞれの議員の見方だとか、見解あるでしょう。反問権というものの基本というものを我々はきちんと共有しなきゃ駄目なの。会議のルールですから。誰にも聞こえる声で、市長がそういう確認をしたいと、質問の内容の確認。例えば数字の誤りとか、正確性の確認、これ2つよりないんですよ、反問権行使できる際は。教育長と市長が。だとすれば、ああだとか、こうだとかっていうことじゃなくして、きちっと堂々と、議長、反問権を行使したいということを市長は高らかに宣言しなきゃ駄目なの。宣言した段階で、議長は市長に対して、あなた2つあるけれども、どういう種の反問権を行使するんですかと、ここ確認しなければなりません。議事整理権を持っている議長として。その行為が成り立ったときに初めて市長どうぞ、あなたの反問権を認めますと、これが、以上も以下もないの。肃々とやらなければ、当局が議員に物聞くということの議場の仕組みがそうになってないの、議会というものは。だからその原点というものにきちっと立ち返ってやらないと、まさに禍根の上に禍根を残しかねない、潟上市の議会の歴史になりかねますから、そこは明確に、ですからあるとすればだ、言ったでしょうとか、流れがこうだとか、一般質問の仕方が悪いとか、そういう道の逸れたような議論じゃなくして、明確に、テープ回っているわけだから、リアルタイムに流れてますよ、全県全国に。そして当然そのことは大事な場面ですから、議事録にきちっと記されているはずですよ。それを開示して確認しましょうと。どちらの言ってることが正当性

で正しいのか。当たり前のこと、私申し上げてますよ。それできないとなれば、まさにその詭弁をろうして通るなんていうことでもないし、頭数で押し通せるなんていうもの全くないので、ルールですから、これ、議会の運営上の。そのことを私は再度求めたい。もうああだこうだじゃなくして、このことの私は正当性を、むしろ議長から見解としてあおぎたいし、事務局長から私が今申し上げていることが問題があったり誤りだとするならば、その根拠を付して明確に説明していただきたい。でないとするならば、録音テープと議事録の原本をここに、議員に開示して、そしてみんなで確認しましょう。でなければ、この会議、前に進まないですよ。真逆のことを求めた菅原議員、全くそういう頭から否定した小林議長、完全にもうバッティングしていますから、これ、どういう方法でこれあれなんですか、この先、会議進めようとしているんですか。それだけ今、重要な状態に至っていると、こういうことですよ。これ以上も以下もありません。だとするならば開示しなさい。そうすればそれなりのまた次の段階に移っていくと、こういうことになるんじゃないですか。どうですか。

○副議長（佐藤敏雄） 13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 今、堀井議員の方からそういうふうに、例えばその反問権についていろいろ議論を述べております。そういう中で、じゃあ反問権とはどこまで許した範囲であったか、例えば今、堀井議員の方から数字の確認とかいろいろ出てきましたけれども、例えばありもしないようなことを吐いた場合のその確認とか、そういうことの確認も必要だと思いましたので、この際、その反問権というものの、あるんですよ、その条文。それをきちっと出していただきたい。

○副議長（佐藤敏雄） では、暫時休憩します。

午後 2時09分 休憩

.....  
午後 2時24分 再開

○副議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどVTRの確認という提案がございました。事務局に確認しましたところ、記録を起こす作業に1時間近くの時間を要するそうです。そこで皆さんにお諮りしますが、その間、暫時休憩となりますが、VTRを起こすことに対して賛成かどうか諮りたいと思います。いかがでしょうか。

（「反対」の声あり）

○副議長（佐藤敏雄） そうすると、前に進みませんので、採決したいと思います。このVTRを起こしますことに賛成の方、恐縮ですが起立をお願いします。

（「絶対違う」の声あり）

○副議長（佐藤敏雄） 会議を再開いたします。

それでは、議長の質疑に対しての皆さんからの質疑だったと思いますので、弁明に対して議長本人より質疑に対して説明の対応をしていただきたいと思いますので、議長の入場…

議長より直接その弁明に対して…

それはよろしいですか。

（「いない」の声あり）

○副議長（佐藤敏雄） 13番西村 武議員。

○13番（西村 武） ただいま事務局の方から、会議の規則等について配付されております。そこで、89番のところ、市長、教育長は、議長の許可を得て質問趣旨の確認等のため発言、あるいは反問権だね、をすることができるとなっております、先ほど市長が、議長が市長からそういう反問権のお許しが出たので、それを許可したということなので、全く違反はしていないと私は思っております。

（「90番」の声あり）

○13番（西村 武） ちょっと議長、あれ注意してやってください、不規則発言。何人も議長の許可がなくて、ここで発言することできないんですよ。懲罰ですよ、はっきり言って。ですから、私は間違いないと思っております。

それと、90番のところを見ますと、反問権は質問の趣旨、内容の確認、原則として、ただし法令などの解釈に重大な錯誤がある場合や、その事実が明らかに相違する内容については質問者にその根拠、背景を問いただすことができると、こうなっておりますので、それはいいじゃないですか、これで。市長が発言した内容も決して間違っていないということを私は申し上げたいです。

○副議長（佐藤敏雄） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 今、西村議員が言っていたことを私は否定もしていないし、そのとおりだと思います。西村議員がおっしゃるとおり、私も全く同じ考え方です。これに沿った反問権の手順、あるいはまた反問権の、市長が発言する行為、それがこの89、90に沿って行われてないということが明確なので、議長の裁きが悪いと。できないと、



ルールさのっとなっていないということ。それから、その許可も明確にいただかないで発言した市長の確認行為も問題ありと、このことを提起しているんであって、89と90、このことは全くおっしゃるとおりだ。これに沿ってものやられていないから、こういうふうな発議が出たと、発議というか、言ってみれば菅原議員からの問題提起がされたと、こういうことなんです。何も、今、西村さん言ったこと、私も同感だ。これ皆で決めてるルールだから、はっきり言えばね。規則ですから。これはこれでいいんです。だから何もこのこと否定するわけでねって。問題は、これに至るまでの行為、手順が、これに沿ってないから問題だろうと。へば不規則でしょうと、こういうことを言ってるの。まだわがんねがな。それをきちっと証拠を表わすためには、テープであり、あるいはまた議事録である、2つセットで我々に開示をし、そして確認しないと、これは解明できないですよ。ですから、1時間かかろうと何時間かかろうと、きちっとそのポイントは明らかにするためには、その行為、逆に今この行為をしなければ、一步も前に進まない、私はそう思いますよ。なんも西村さんの言ってることはそのとおりだ。私も思うもの。89と90、これ否定されるもんでね。決まってる会議規則だから、それさのっとなった行為が行われてないということの論点を今してるわけだ。そして問題提起されたわけだ、菅原議員の方から。そういうことなので、その裏付け取るためにつて、これ小林議長も言ったでしょう。私、許可した、何も聞いてねごと、宣言してねごとまで言ったもの。あれば明確に出てくるでしょう、テープでも議事録さでも。それを表わしなさい。そうすればこれはもうはっきり言ってすぐ決着つきますよ。

○副議長（佐藤敏雄） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 異例だと思いますけれども、市長に聞きたいんですけれども、いいんですか。

（「違う違う」の声あり）

○8番（藤原典男） 市長は反問権を使いたいということで議長に許可をお願いしたら、議長はいいよというようなことを言ったらしいんですけれども、事実なのかどうなのか、私、市長に直接聞きたい、議長、許可してください。

○副議長（佐藤敏雄） すいません、今の点につきまして、暫時休憩いたします。ちょっとお調べします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時35分 再開

○副議長（佐藤敏雄） 会議を再開します。

この言ったの言わないのところでありますけれども、やはり事務局の方でも再三確認しましたが、やはり今後に遺恨を残さない意味でも議事録をきちっと確認して事実確認は必要ではないかという結論に至りましたので、暫時休憩いたしまして1時間近くの時間をいただきたいと思います。それで何もなければいでしょうし、そうしていかないとこの先、進んでいきませんので、皆さんにご理解いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後 2時36分 休憩

午後 4時05分 再開

○副議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行いたいと思います。

反対討論のある方、いらっしゃいますでしょうか。13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 私から、小林 悟議長に対する辞職勧告決議に対し、反対の立場から申し上げます。

まずその1点目として、市長、教育長は、議長の許可を得て反問することができる、これに対しまして市長は、その答弁のため、議長の許可を得て答弁したものであり、その中で質問の趣旨等で確認した点がありました。したがって、議長はその運営基準を遵守して進めていると、こういうことになります。

また、2点目といたしましても、議会の議決は、裁判例は、これは参考例にすぎないので、その議場、あるいは言動ですね、あるいはそういう語句についてもいろいろ違う立場がありますので、その判断はあくまでも議場において議員が判断することでありますので、これもそれに従って進めたものであり、全く手落ちがないと私は思っております。

したがって、良識ある議員の皆さんには、この議長辞職勧告に対しては、反対するようにご賛同を求めまして私の反対討論といたします。

どうもご清聴ありがとうございました。

○副議長（佐藤敏雄） 次に、賛成討論がある方、いらっしゃいますでしょうか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） ただいま反対討論がありました。私は、菅原秀雄議員の動議、小林悟議長の辞職勧告の動議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

いろいろ受け止め方はあると思いますけれども、この反問権については、潟上市が合併して誕生して間もない頃、私、当時の副議長という立場で、議場が整然と、しかも神聖な場所であるために、市長が反問するということが大変議場が混乱したことがありました。そして、それを受けながら議員が質問するというのは、やっぱり固有の権利であります。市長は答弁をするというのが基本スタンスであります。そこで、意味不明な質問に対しての確認、あるいはまた、数字の錯誤、これに2点に絞って市長の反問権を認めましょうということを会議規則の中で設置したという記憶が鮮明にあります。

今回、いろいろな思いがあるわけですがけれども、テープを起こしてまで確認しなければならなかった姿、大変残念でなりません。私は先ほど来、小林議長も市長に私は反問権を許可したということを弁明で申し述べました。市長もまた、私は許可をいただいた、そしてその上で反問したと、こういうふうに話しておりますけれども、こういう議論すること自体が、まさにこの条例に私はのっとってないと、規則にのっとってないと思います。少なくとも議場ですから、神聖な議決の場ですから、反問権、2つに1つあるときは、堂々と議長に市長は手を挙げて反問権を行使しますという求めをしなければ駄目です。そして議長は、議場の最高責任者として議事整理権を付されておりますから、あなたの反問権の内容は、質問趣旨の確認ですか、あるいは又数字の確認ですかと、きちっとそれを精査し、議場に諮りながら、市長からこういう趣旨の反問権の申し出がありますから許可しますかと、ここを諮るんですね。そして、当然議員ですから、よしとなった場合は、私の議事整理権をもって市長の反問権を許しますと。その次の段階で市長は手を挙げて、議長のお許しをいただいたので私は反問権を行使させてもらおうと、こういうことを粛々と進むと、今日のこのような混乱というのは絶対有り得ないわけですよ。今、皆さんも聞いたでしょうが、耳をつけて聞けばわかるとか、まさにほかの部分はみんな黙って座ってでもわかるのに、肝心な部分がわからないというのが事実なんです。しかしながら、その確認が早いとか遅いとか、反問権という言葉も出てきてないし、反問権を行使する、それを認めるという言葉、何一つ現実出てきていません。しかしながら、これをもって、まさに特別な反問権というものが公認され、そしてこれからも続くようでは、まさにこの潟上市議会というものは大変な議会になるんじゃないかなと、私はそう危惧しております。したがって、やはりお互いにそれは注意しなきゃなら

ないことあるでしょうが、議員がやっぱりきちっと規則に基づいて、会議規則に基づいて、行使してませんよと、反問権の行使の条件をきちっと具備していませんよといったものを出したときは、小林議長であれ、市長であれ、やっぱりもう少し謙虚さをもって、行き違いがあるならば、私も今後、大変遺憾だと、きちっと誤解のないようにやっていきますということを堂々と発する、それによってここを収め、そして本来の神聖たる議場を取り戻し、先に進む、会議、それが私は、この議決機関の神聖なる議場のあるべき姿だということを今しみじみ感じております。

したがって、今回のこのケース、結果的には確認はできませんでした。私の耳では。ですから、菅原秀雄議員が小林議長に動議として出しました辞職勧告決議案は、真に妥当なものである。深く反省をしていただいて、そして反省できなかつたら職を辞してその責任を取るべきである。私は強くそれを求め、菅原議員の動議に対し、辞職勧告に対し、賛成の立場から、はっきりと申し上げます。

以上であります。

○副議長（佐藤敏雄） 次に、反対討論のある方、いらっしゃいますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議長辞職勧告決議を採決いたします。本動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（佐藤敏雄） 起立少数であります。したがって…

（「何対何だか確認した方がいい」の声あり）

○副議長（佐藤敏雄） 大変恐縮ですが、賛成の方、もう一度ご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○副議長（佐藤敏雄） 起立6名であります。したがって、議長辞職勧告決議案の動議は否決されました。

（「反対も確認して」の声あり）

○副議長（佐藤敏雄） 大変申し訳ございませんでした。

では、この決議案に反対の方、起立願います。

（反対者起立）

○副議長（佐藤敏雄） 起立10名であります。したがって、議長辞職勧告決議案の動議は否決されました。

ここで小林議長の入場を求めます。

暫時休憩します。

(18番 小林 悟議員 入場)

午後 4時15分 休憩

.....

午後 4時15分 再開

○副議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長、お願いします。

暫時休憩します。

午後 4時15分 休憩

.....

午後 4時17分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

（「動議」の声あり）

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。動議の内容をお知らせください。

○12番（石井和人） 鈴木雄大市長に対する問責決議案についてです。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 4時18分 休憩

.....

午後 4時32分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

ただいま、12番石井和人議員から、鈴木雄大市長に対する問責決議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。鈴木雄大市長に対する問責決議は緊急を要する事件と認め、追加日程第2として審議することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、鈴木雄大市長に対する問責決議は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として審議することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 4時33分 休憩

.....

午後 4時40分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

【追加日程第2、鈴木雄大市長に対する問責決議】

○議長（小林 悟） 追加日程第2、鈴木雄大市長に対する問責決議を議題とします。

動議提出者の説明を求めます。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 皆さん、遅くまでお疲れ様です。

鈴木雄大市長に対する問責決議案についてです。

鈴木雄大市長は、令和4年12月議会において、佐藤義久議員の一般質問の答弁で「議会の運営基準は尊重して誠実に対応してまいりたい」と答弁されていました。続く同議員の一般質問の答弁では、議会運営基準で、市長、教育長は議長の許可を得て反問できると明記されているにもかかわらず、冷静さを失って、議長の許可を得ず、不快感をあらわにしながら反問しております。反問権の行使であることは市長の「確認ですが」という発言内容からも明らかであり、実際に市長の行った反問権の行使と態度は、答弁とは異なるものであります。

さらに、私の一般質問の答弁においても同様に、議長の許可を得る行為を怠り、反問権を行使しております。こちら「確認ですが」という発言から、反問権の行使行為があったことは明白であります。

市長自ら運営基準は尊重して誠実にと答弁した、舌の根の乾かぬうちに、議会運営基準を無視する行為を続けて行ったこと、感情をあらわにしたその態度は、議事整理の不手際を差し引いたとしても、市長の責任は決して免れるものではなく、簡単に許される範ちゅうのものではありません。

市長の最初の答弁は、その場しのぎの不適切な発言であり、一連の行為は議場の品位をおとしめる恥ずべきものであります。鈴木雄大市長には、自身の答弁の重さを深く胸に刻み、自身の行った行為を反省し、今後の議会においては改めて議会運営基準を遵守し、当局のトップとして冷静沈着な態度をもって議会に臨むよう、強く求めるものであります。

令和4年12月16日

市議会議員 石 井 和 人

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありますか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 鈴木雄大市長に対する問責決議に対し、私は反対の立場から討論をいたします。

問責決議とは、地方政治では首長の責任を問うのが問責決議のようですが、鈴木市長は就任以来、市民のために誠心誠意努力してきたものと思います。

議会においては、稼ぐ力、支える力、考える力の3つの力を基に政策を進め、議員の一般質問にも誠実に答えてきました。やれること、やれないことをはっきり述べ、職員をリードしてきました。

問責決議に当たるものは、市政の失敗、本人の不祥事などの場合が挙げられるでしょうが、そういう意味では潔白であり、現在の市長の政治姿勢からはそういうものは見当たりません。今回の問責決議に当たるものはありません。

一般質問の答弁での反問権は、議事を混乱させたわけでもなく、議事進行の自然の流れだと思います。よって、問責決議は当たらないと思い、私の討論を終わります。

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論ありますか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 私は、ただいま石井和人議員から提出されました鈴木雄大市長に対する問責決議案について、賛成の立場から討論をいたします。

先ほど議長の辞職勧告決議案にもありましたが、わざわざ当日の会議の音声テープ等々を起こしました。しかしながら、肝心の会議規則に基づく反問権の許可を得たか、許可を出したか、議事整理に関わるどころが全く聞こえませんし、不透明でした。この一点をとっても、この議場の神聖な場で会議規則というものを遵守しながら、守りながら進めていくという基本中の基本を私は市長は怠っておると、私はそう思います。謙虚に認めて、今後そういう誤解のないように進めるという姿勢を、若い市長でありますから堂々と逆に宣言することが、市長の信頼回復にもつながるだろうというふうに思いますが、一向にその姿が見えません。これからも恐らくですね、多数の議員も先ほどはそれに賛同した形になりましたけれども、私は多数か少数かは別として、議会のこの議席壇上では、会議のルール、これをきちっと守る。首長として一番大事な私は一丁目一番

地の姿だと思えます。ですから、これからはですね、どこまでも自分の姿勢を貫くこともいいでしょうけれども、謙虚さと、そして全体、市民を包み込むような、そういう温和な姿勢をひとつ遺憾なく発揮していただきたいと思えます。

しかしながら、今回の行為は、私は音声で確認した限り、反問権の行使、完全に会議規則に抵触したと、私は確信を持っております。その上では、石井和人議員の問責決議は、非常に正しい、妥当であるというふうな見解を持つものであります。

したがいまして、その決議案が可決されることを心から願って、そしてまた、同僚議員である皆さんにも賛同いただきますようお願い申し上げまして、私の賛成の討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（小林 悟） 次に、反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから鈴木雄大市長に対する問責決議を採決します。本動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 5名です。

次に、反対の方は起立願います。

（反対者起立）

○議長（小林 悟） 12名です。

したがって、鈴木雄大市長に対する問責決議は否決されました。

続きまして、議会の日程のとおり進みたいと思えます。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 審議に先立ちまして、本日追加提案いたしました条例案4件及び補正予算案6件の概要について申し上げます。

はじめに、人事院勧告に伴う本市の対応についてであります。

先の国会において審議がなされた人事院勧告に伴う国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本市においても関係条例の改正が必



要となることから追加提案するものであります。

今回提出した条例案の内容であります。市議会議員の期末手当の支給割合改定のほか、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員及び再任用職員の給料表と勤勉手当の支給割合並びに常勤の特別職の期末手当の支給割合について改定を行うものであります。

また、補正予算案につきましては、人事院勧告による条例改正に伴うものが一般会計外5会計分で、このたびの人勧に伴う影響額は1,503万8,000円でございます。

また、このほかの補正予算として、当初事業の想定を超える市民ニーズに応えるため、潟上エコライフ応援事業を追加補正するほか、国の第2次補正に伴う市道整備事業に関連する予算などを提出しております。

詳細につきましては、この後、担当部長が説明いたしますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

#### 【議会運営委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、日程第1、議会運営委員会の報告を行います。7番堀井克見 議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀井克見） それでは、私から議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、12月15日、追加提出議案等、議事日程（案）を議題として、委員、正副議長、当局からは説明員として副市長及び総務部長の出席の下に開催しております。

本日16日付けで議案第75号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから議案第78号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）までの条例改正（案）4件、並びに議案第79号、令和4年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）についてから議案第84号、潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまでの補正予算（案）6件、計10件が追加提案されております。

議会運営委員会においては、当局の提案理由の説明を受けた結果、陳情第14号までの採決後に日程第30から日程第39までとし、本日の会議で取り扱うことと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） これで議会運営委員会の報告を終わります。

【日程第2、議案第53号 潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）について から 日程第29、陳情第14号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情】

○議長（小林 悟） 日程第2、議案第53号、潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）についてから日程第29、陳情第14号、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情までを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案、単行案及び陳情等については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和4年度各会計補正予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

#### 【総務文教常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。14番鑑総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鑑 仁志） それでは私から、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

令和4年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告いたします。

1. 審査年月日 令和4年12月8日、9日（2日間）

2. 出席委員 藤原仁美、堀井克見、鈴木 司、菅原秀雄、菅原龍太郎、鑑 仁志

3. 説明当局には、副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長。

4. 書記には、議会事務局 三浦元樹さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について報告いたします。

議案第54号、潟上市職員の高齢者部分休業に関する条例（案）について。

本条例は、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための高齢者部分休業制度を導入するため、条例を制定するものです。

委員からは、今条例を制定しなければならない理由について質問があり、当局からは、本市で今回、定年延長ということもあり、60歳を超えてくる職員が部分休業を使う割合が増えてくるものではないかということと、公務員としての身分を有しながら、退職後の自分の人生ライフスタイルの準備期間としても活用できるのではないかとの判断で、選択肢の一つとして制定に至ったものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、潟上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。  
本条例は、地方公務員の定年を段階的に引き上げることを内容とする地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例を整備するものです。

委員からは、役職定年後の

.....  
午後 5時00分

役職名と給料について質問があり、当局からは、定年退職後の役職については、給料表では4級職、課長補佐級の設定となり、役職名については市町村の裁量になるので県内市町村の状況も参考にして今後、規則で定めるとのことです。また、給料7割の計算方法であるが、60歳を迎えたその年度の給料が基準となるとの回答がありました。

また、定年後の職員のモチベーションの維持について質問があり、当局からは、組織のために今までの知識を生かして職員自らがモチベーションを上げてほしいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、体育館使用料のうち市民と市民以外の差別化を図ること及び利用者の費用負担の適正化を図る等のため、所要の改正を行うものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号、潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について。

本条例は、下虻川財産区の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

委員からは、財産区の財産と面積について質問があり、当局からは、保有している財産は主に墓地で、256区画2万8,518平方メートルであるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号、潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、情報通信技術の活用による行政手続等の利便性向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、潟上市有線放送電話施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員からは、有線放送利用者の個人費用は幾らかとの質問があり、当局からは、有線電話の使用料は月額1,100円に1通話5円との回答がありました。

また、現在の利用件数の増減について質問があり、当局からは、年間10件程度減少しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第11号、学校部活動の地域移行に関する陳情書。

本陳情は、「学校部活動の地域移行」について、学校教育の実現を目指し、地域の実情に合わせるために当事者の意見を十分に聞き、教職員の負担軽減を図れるよう国への意見書の提出を求めるものであります。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第14号、再生可能エネルギーを使った人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情。

本陳情は、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消を目的とし、県内への経済活動が推進していただくために国・県への意見書の提出を求めるものであります。

本陳情は、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） 皆さんにお諮りしたいと思います。5時を過ぎましたが、延長したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 延長することに決定しました。

これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第54号、潟上市職員の高齢者部分休業に関する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、潟上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第11号、学校部活動の地域移行に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第11号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第14号、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、陳情第14号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

**【社会厚生常任委員長の報告】**

○議長（小林 悟） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番藤原典男社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男） 令和4年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和4年12月8日（1日間）

2. 出席委員 戸田俊樹、石井和人、西村 武、佐藤敏雄、伊勢 潤、藤原典男

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長

4. 書 記 福祉保健部子育て応援課 石川職員



## 5. 審査の経過と結果について

議案第57号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスを導入するため、所要の改正を行うものです。

委員からは、コンビニで機器の使用方法がわからない場合の対応や、印鑑証明以外の証明書もこの条例改正で取得できるようになるのかとの質問があり、当局からは、使用方法はコンビニの店員が教えてくれる。他の証明書については、今回は印鑑証明書の自動交付サービスを導入するための改正であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、各種証明書の発行に係る受益者負担の適正化を図るなどのため、所要の改正を行うものです。

委員からは、他市の手数料や発行の際の原価計算について質問があり、当局からは、住民票の場合は秋田市が300円、ほかの市は200円となっている。

原価計算はトナー、プリンターの保守、紙代、職員の人件費などで302.1円になるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、廃棄物の処理に係る費用負担の適正化を図るなどのため、所要の改正を行うものです。

一般廃棄物処理手数料を10キログラムにつき660円を、50キログラムまで500円とし、超える部分は10キログラムにつき100円とするものです。

また、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料の変更は、許可手数料の見直しと従業者証交付手数料を廃止するものです。

委員からは、50キログラムまで満たないものを10キログラム単位で料金設定を検討したのかとの質問があり、当局からは、10キログラム単位であれば、少量の搬入が増え、狭い敷地内での混雑、交通事故も予想されるため、今回の提案に至ったとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号、潟上市墓地公園設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、下虻川墓地公園を市墓地公園に追加するため、所要の改正を行うものです。

委員からは、市墓地公園にする理由と基金について質問があり、当局からは、財産区で管理していたが、市に財産の譲与があり、市で管理する必要があること、基金は令和3年度末で30万円あるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、潟上市飯田川保健福祉センターの機能を整理及び移管したため、当該施設を廃止するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第8号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情。

本陳情は、安全・安心の医療・介護実現のため、看護・介護職の配置基準の見直しや大幅な増員、ケア労働者の賃上げ支援、労働環境の改善及び公立・公的病院の拡充強化と保健所増設並びに患者や利用者の負担軽減を求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第9号、医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情。

本陳情は、医療・介護・保育・福祉などの職場で働く労働者の賃上げ補助の支援を全額国庫負担で事業所や施設に対し行うこと及び所定内賃金を全産業平均水準になるよう対策を講じること並びに医療現場で働く労働者の賃金をOECD平均以上の水準になるよう対策を講じることを求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第10号、介護保険制度の改善を求める陳情書。

本陳情は、利用料引上げやケアプランの有料化などを行わないこと、介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げること、大幅な人員増及び新型コロナ対策の強化、介護保険料等の負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の見直しと介護保険財政における国庫負担割合の引上げを求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第57号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 議案第58号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について、私は反対の立場から討論いたします。

住民票150円を300円、その他の各種手数料も値上げするものですが、ほかの市は200円になっているので他市なりにすべきではないか。原価計算での結果とは思いますが、市民サービスの一環として今回の値上げは抑えるべきではないかと思えます。

以上、討論を終わります。

○議長（小林 悟） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

はい。14番鑑議員。

○14番（鑑 仁志） 藤原委員長は自分の委員会でしょ、所属委員会でしょ。そしてこ

れが全会一致で可決とあるでしょう、ここさ。へばこれはどういうことなのかなと思って、聞きたいと思います。

○議長（小林 悟） これは、委員会と、また本会議は別ですので、宜しくお願いします。よろしいですか。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、潟上市墓地公園設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例を廃止する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第8号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号、医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号、介護保険制度の改善を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

#### 【産業建設常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。2番鈴木壮二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） それでは、産業建設常任委員会審査報告をいたします。

令和4年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和4年12月8日（1日間）

2. 出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、中川光博、小林 悟、菅原理恵子、

鈴木壮二

3. 説明当局 鎌田副市長、産業振興部長、建設部長、各関係課長

4. 書 記 建設部上下水道課 伊藤さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果

議案第53号、潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）について。

本条例は、水道事業及び下水道事業の適正な運営を図るため、潟上市上下水道事業経営審議会を設置するものです。

委員からは、なぜ今回審議会が必要なのかとの質問があり、当局からは、前回の料金改定は、市町村合併によるもので、旧町で異なっていた料金体系を統一することが目的であった。そのため審議会を設けていなかった。

今回は、料金改定率もかなりのものとなることが予想されるため、市民の方々、あるいは大口利用者である事業者の方々の声を聞きたいということもあり、審議会の設置に至った。

構成する委員は、識見を有する者として大学教授、税理士、公認会計士といった方々も入れたいと考えているとの回答でした。

また、水道ビジョンについて質問があり、当局からは、全国的にも水道施設の老朽化が問題になっている。公営企業は料金収入で施設の維持管理等を賄わなければならない。今の資産の状況、施設の耐用年数と経年化の程度等を把握し、今後、どのように施設管理や更新をしていくのか、また、その費用は幾らかかるのか等を考慮していくとなると、人員的にも時間的にも困難なものとなる。当然知識的なこともある。そのため、アセットマネジメント及び水道ビジョンの委託をしているとの回答がありました。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市天王ふれあい交流センター（天王温泉くらら）の運用を変更するため、所要の改正を行うものです。

委員からは、今後のくららを中心とした全体の地域活性化の手順、在り方について質問があり、当局からは、来年度中に令和6年度以降の指定管理者を公募するが、その際、より魅力や集客力を向上させるための取組を提案してもらい、併せて、市役所周辺の民有地・市有地において様々な誘致案件が進行していることから、これらの状況を注視し

ながら庁内にタスクフォースを立ち上げるなど、今後の地域活性化策を検討していくとの回答がありました。

また、天王グリーンランド株式会社が転貸する形態になるのか、問題はないのかとの質問があり、当局からは、地方自治法第238条の4第2項第4号では、行政財産に余裕がある場合には貸付けをすることができる旨の規定があり、現在利用されていない遊休施設については、この余裕がある場合に該当するとの見解を得ているとの回答がありました。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号、秋田県及び潟上市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について。

本案は、生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結することについて秋田県と協議を行うため、議会の議決を求めるものです。

委員からは、本市からの派遣人数について質問があり、当局からは、県内市町村全体で派遣を行うので潟上市から必ず派遣するということではないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第12号、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書。

本陳情は、令和5年10月から実施されるインボイス制度について、地域経済を担う中小業者や農業者等多くの事業者に消費税負担を強いることになり、また、消費税免税業者が商取引から排除される重大な問題もあることから、本制度の実施延期を求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第13号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情。

本陳情は、米余りの解消と食料自給率向上のため、水稻収穫量調査の基準値を水稻作況指数、水稻農業共済にそろえること及び飼料用米にはくず米を優先的に仕向けること並びにくず米の定義に「特定米穀」を復活させ、一般米と区別可能にすることを求めるものです。

委員からは、国の定めるところと実際に流通している基準値に違いがあり、実態とかけ離れているとの意見がありました。



本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） 暫時休憩したいと思います。

午後 5時35分 休憩

.....

午後 5時50分 再開

○議長（小林 悟） 申しわけございませんが、延長する宣言が5時を過ぎていましたので、その後は審議未了となってしまいます。今回はこれで散会しなければならないのですけれども、この後の行動については議運に相談してみたいと思います。

（「何とかならないの」の声あり）

○議長（小林 悟） 5時過ぎて延長を出したので、延長にあたらぬということ、5時前にやらなければならなかったということですが、すみませんでした。

暫時休憩したいと思います。

午後 5時53分 休憩

.....

午後 6時00分 再開

○議長（小林 悟） 会議を再開します。

5時以降、延長ができなかったため、今回はここで閉会します。閉会で、散会します。どうもご苦勞様でした。

---

午後 6時01分 流会

◎午後5時00分以降は、流会になりました。

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 副議長 佐 藤 敏 雄

〃 署名議員 鏡 仁 志

〃 署名議員 菅 原 龍太郎